

情報公開事務等の電子化の現状と今後の対応（案）

1 情報公開請求の電子化

現状	書面による請求(窓口での提出、郵送、FAX) 窓口での閲覧、写しの交付又は郵送による写しの交付
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民サービスの向上 ・ 庁内業務の効率化
問題点	<ol style="list-style-type: none"> 1 公開請求書の取扱い等の運用面の問題点 対象公文書の特定（対象公文書をどのように特定するか。） 請求者の確認（請求権者であるかどうか、どのように確認するか。） 受付日の特定（決定期限の起算日となる受付日をどの時点とするか。） 2 技術的・体制的な問題点 請求行為の確認（受信側の機器の故障や誤受信の場合の対応をどうするか。） セキュリティー対策（データ漏えいなどセキュリティ対策をどうするか。）
今後の対応	<p>公開請求書の受付 平成 16 年度からインターネットによる情報公開請求及び受付が行えるよう、システム開発を行う。</p> <p>〔問題点の解決方法〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵送による請求の場合と同様、請求内容が不明確な場合は、電話やメール等で請求者に補正を求める。そのため、請求書式に電話番号やメールアドレスなど相手方に連絡する最低限の情報の記載を求める。記載がない場合は送信できないようなシステムにする。 請求を受付けた旨の連絡を行う。決定通知書は郵送により行い、電子メールでの通知はしない。 県の担当課（県民活動推進課）が内容を確認し、請求者に受付けた旨を連絡した日を受付日とする。 2 県のホームページ上での請求のみ認める。 <p>公文書の公開の実施 インターネットによる公開は、認証システム、公金収納システム等の開発の動向を踏まえて、導入を検討する。</p>

2 個人情報開示請求の電子化

現状	書面による請求（原則窓口での提出） 窓口での閲覧又は写しの交付
メリット	情報公開請求と同じ
問題点	<p>情報公開請求の問題点に加えて、</p> <p>本人確認（請求者が本人かどうかどのようにして確認するか。）</p>
今後の対応	<p>請求者が本人であるかどうかを認証するシステムが必要であり、技術開発の動向を踏まえて、電子申請の導入を検討する。</p>

3 電磁的記録の公開方法

現状	【紙に印字できるもの】	【紙に印字できないもの】
	閲覧及び写しの交付 紙に印字したもので行う。	視聴 専用機器（ビデオデッキ等）により再生したものの視聴
	写しの交付 紙に印字したもので行う。	写しの交付 行っていない
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペーパーレスによるコスト削減 ・ 請求者の費用負担の減 	
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分公開文書の公開方法（非公開情報が漏れないようなマスキング（紙文書の場合の黒塗り）をどのような方法で行うか。） 	
今後の対応	【紙に印字できるもの】	【紙に印字できないもの】
	閲覧 専用機器（パソコン）により再生したものの閲覧	視聴 専用機器により再生したものの視聴
	写しの交付 次のうち請求者の希望する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙に出力したものの写しの交付 ・ 複製物の交付 	写しの交付 複製物の交付
	〔問題点の解決方法〕 非公開情報が漏れないようなマスキングの方法が確立されるまで、複製物の交付は、当面は全部公開文書のみとする。	
	電子情報の閲覧や複製物の作成は、専用機器の整備状況に併せて実施する。	